

Q13 区・自治会・認可地縁団体で所有する固定資産について、必要な手続きはありますか？

集会所・ゴミステーションなど公益のため使用する固定資産について、収益事業を行わない団体に限り、固定資産税が減免の対象となります（＝「公益減免」と言います。）。減免を受けようとする方は、第1期納期限までに市税の減免申請書を提出する必要があります。

※共有名義の土地や借地している地権者の固定資産税も減免の対象になります。

【提出書類】

市税減免申請書（様式第84号（その3））

※上記申請書については、新しい行政委員（区長）に各年度のはじめに発送する固定資産納税通知書に同封しています。

【提出期限】

固定資産税の第1期納期限

【問合せ先】
税務課（資産税）
内線 265・266

Q14 区・自治会長の任期が私の区では1年となっていますが、将来的に見た場合はもう少し任期を延長することが望ましいですか？

区・自治会長へのアンケートをみると、1年では区の運営を知るだけで精一杯で、新たな活動などができるないなどの意見が多く寄せられており、より活動を充実させるためには、2年以上の任期が必要と思われます。

Q15 区費の目安はどのくらいでしょうか？

加入者は、区費を負担することを原則とします。区費の額については、それぞれの区の目的とする事業や活動及び運営に要する経費を限度として定めるものであり、一定ではありません。

区費の負担額は、地域内における区費の平等性という点から考えて、均等割とすることが最も妥当と思われます。但し、貸家・アパートに住むといった特別の事情がある場合は、準会員扱いとして通常区費より低額としているところもあります。平均すると正会員の区費としては、年額5,000円～8,000円が多いようです。

【問合せ先】
地域づくり推進課
内線 301